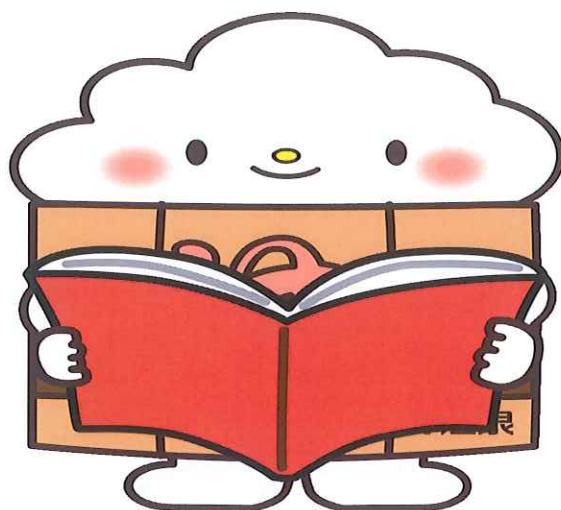


嬉野市子ども読書活動推進計画

(改訂版)



(一社)嬉野温泉観光協会

マスコットキャラクター「ゆつつらくん」

令和4年3月

嬉野市教育委員会

目 次

はじめに

第1章 計画策定の基本的方針	2
1. 計画策定の背景	2
2. 嬉野市の現状	3
3. 子どもの読書活動の意義	13
4. 子ども読書活動推進のための基本的な考え方	14
第2章 子ども読書活動推進のための方策	15
1. 家庭における読書活動の推進	15
2. 地域における読書活動の推進	15
3. 学校における読書活動の推進	16
第3章 施策の効果的な推進	16
1. 各機関・団体と市立図書館との連携	16
2. 啓発・広報等の推進	17
3. 推進体制と人材の育成	18
第4章 子ども読書活動推進計画の実施体系	19
資料1 子ども読書活動の推進に関する法律	20
資料2 嬉野市文化の香り高い読書のまち活動推進条例	23

はじめに

国は、子どもの読書活動の推進の取り組みについて平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行し、これに基づき平成 14 年 8 月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第一次基本計画）」が策定されました。平成 20 年 3 月には第二次基本計画、平成 25 年 5 月には第三次基本計画が定められました。

これを受け、佐賀県では子どもの読書活動を推進するための総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針並びに具体的方策として、平成 16 年 7 月に「佐賀県子ども読書活動推進計画」、令和元年 9 月に「第 2 次佐賀県子ども読書活動推進計画」が定められ、各市町においても独自の計画策定や見直しが求められています。

本推進計画は、これらをもとに嬉野市における子どもの読書活動を推進するための基本的な考えや取り組みを示すものとして平成 20 年 3 月に策定し、令和 4 年 3 月に改訂をしたものです。

本市では平成 29 年 6 月 22 日に「嬉野市文化の香り高い読書のまち活動推進条例」が制定され、10 月の「嬉野市読書活動推進月間」には子どもを含む市民の読書活動推進のための行事を行っています。

第 1 章 計画策定の基本的方針

1. 計画策定の背景

今日、子どもを取り巻く生活環境は、テレビ・ゲーム・インターネット・スマートフォンなどの様々な情報メディアの発達・普及、インターネットを利用した SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のコミュニケーションツールの多様化により、情報環境が大きく変化しています。

子どもの興味や関心事が多様化し、読書離れ・活字離れが急速に進みつつあり、言語能力の低下や表現力の低下、言葉の乱れなどがみられると指摘されています。

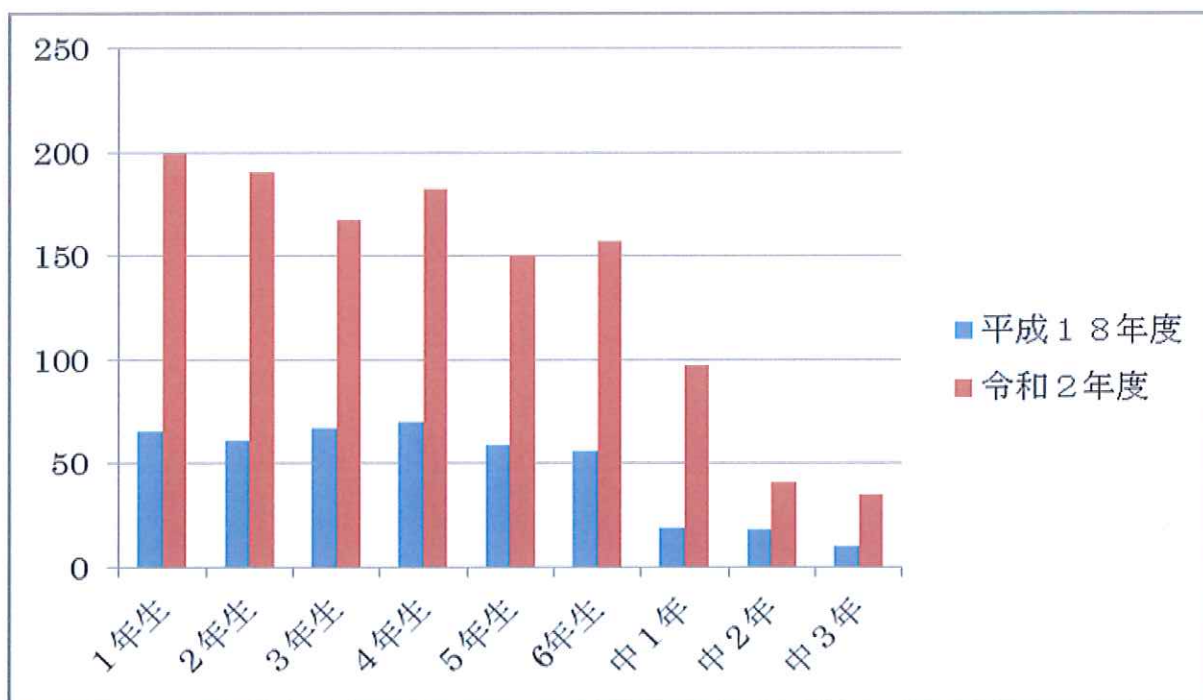
読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高めるとともに想像力を豊かなものにし、生きる力と心を育てるうえで欠かすことができないものです。



2. 嬉野市の現状

◇市内小中学生一人当たりの平均読書冊数

学 年	小1年	小2年	小3年	小4年	小5年	小6年	中1年	中2年	中3年
平成 18年度	64.7	61.4	66.7	69.6	58.9	55.5	18.9	18.2	9.6
令和 2年度	199.7	190.6	167.4	182.8	150.7	157.6	97.1	40.9	34.9



◇学校図書館貸出冊数

上段：平成 18 年度

○小学校

下段：令和 2 年度

学校名	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合計
五町田小	1,723	1,334	2,557	2,801	969	1,430	10,814
	5,876	7,435	4,003	9,250	4,776	5,351	36,691
久間小	3,137	3,207	2,807	1,938	1,375	1,790	14,254
	6,936	11,028	5,864	7,045	8,867	9,238	48,978
塩田小	1,369	1,396	3,117	2,132	1,444	1,424	10,882
	4,720	2,875	2,494	4,657	4,539	1,554	20,839
嬉野小	5,053	4,252	5,441	3,654	3,241	4,092	25,733
	11,733	6,818	7,553	5,821	3,846	4,636	40,407
轟 小	1,754	2,616	2,992	3,342	3,646	2,516	16,866
	8,102	4,131	6,717	5,001	4,655	4,045	32,651
大野原小	824	963	111	585	1,468	417	4,368
	1,844	1,245	693	2,294	174	153	6,403
吉田小	3,835	3,832	2,608	5,810	2,933	6,139	25,157
	3,557	5,224	5,041	6,831	4,667	8,884	34,204
大草野小	1,193	889	1,911	1,448	1,354	1,341	8,136
	2,759	4,708	5,467	3,515	2,233	3,333	22,015
合計	18,888	18,489	21,544	21,710	16,430	19,149	116,210
	45,527	43,464	37,832	44,414	33,757	37,194	242,188
児童生徒数 (H18.5.1)	292	301	323	312	279	345	1,852
(R2.5.1)	228	228	226	243	224	236	1,385
一人当たりの 平均読書冊数	64.7	61.4	66.7	69.6	58.9	55.5	62.7
	199.7	190.6	167.4	182.8	150.7	157.6	174.9

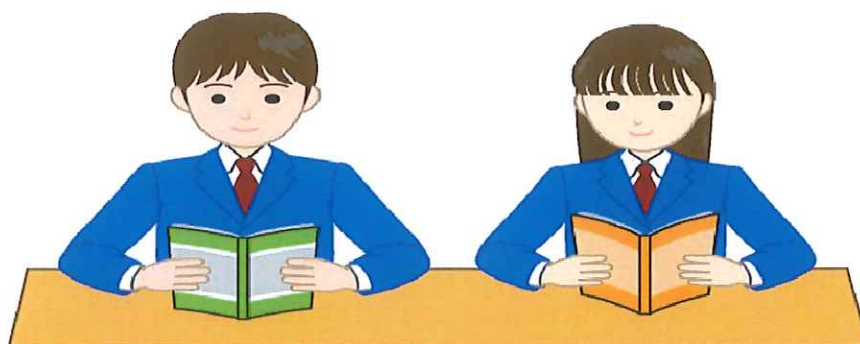


上段：平成 18 年度

下段：令和 2 年度

○中学校

学校名	1 年生	2 年生	3 年生	合計
塩田中	3,244	2,264	1,455	6,963
	10,238	2,383	2,208	14,829
嬉野中	1,255	808	439	2,502
	6,370	4,456	3,653	14,479
大野原中	264	83	457	804
	245	60	240	545
吉田中	1,561	3,134	1,177	5,872
	4,313	2,102	743	7,158
合計	6,324	6,289	3,528	16,141
	21,166	9,001	6,844	37,011
児童生徒数 (H18.5.1)	335	346	366	1,047
(R2.5.1)	218	220	196	634
一人当たりの 平均読書冊数	18.9	18.2	9.6	15.4
	97.1	40.9	34.9	58.4



◇学校図書館資料点数（令和2年度）

○小学校

区分	五町 田小	久間小	塩田小	嬉野小	轟小	大野 原小	吉田小	大草 野小	合 計 (点)
総記	194	192	105	296	155	79	168	72	1,261
哲学	63	118	44	99	124	35	75	69	627
歴史	497	610	493	800	517	306	612	448	4,283
社会 科学	459	569	557	700	468	279	441	580	4,053
自然 科学	740	1,160	725	1,381	494	482	717	704	6,403
技術	353	593	402	534	315	190	333	420	3,140
産業	154	222	211	231	170	78	150	148	1,364
芸術	560	667	567	830	267	249	574	492	4,206
言語	232	323	179	567	233	199	187	297	2,217
文学	5,392	5,424	4,968	5,996	2,202	3,279	3,695	3,545	34,501
その 他	0	164	88	0	1,267	0	1,385	0	2,904
図書 合計	8,644	10,042	8,339	11,434	6,212	5,176	8,337	6,775	64,959
蔵書 数	9,814	10,048	8,370	11,704	6,349	5,543	8,396	6,969	67,193





○中学校

区分	塩田中	嬉野中	大野原中	吉田中	合計 (点)
総記	329	420	122	242	1,113
哲学	304	333	189	191	1,017
歴史	1,128	1,158	302	612	3,200
社会科学	1,009	1,120	297	788	3,214
自然科学	865	958	339	532	2,694
技術	533	490	189	283	1,495
産業	210	248	56	122	636
芸術	1,348	880	547	581	3,356
言語	531	520	240	300	1,591
文学	6,302	5,037	2,752	3,195	17,286
その他	0	0	0	0	0
図書合計	12,559	11,164	5,033	6,846	35,602
蔵書数	13,056	11,571	5,339	6,850	36,816



◇ 市立図書館利用者登録の状況

○嬉野市立図書館(嬉野図書館・塩田図書館)利用登録者数

区 分	平成18年度	令和2年度
幼 児	518	259
小学生	618	837
中学生	364	360
高校生	368	344
一 般	2,147	3,258
市 外	329	563
合 計	4,344	5,621



◇ 資料点数

上段：平成18年度

下段：令和2年度

区 分	嬉野図書館	塩田図書館	合 計(点)
一 般 書	25,883	17,519	43,402
	41,873	21,001	62,874
児 童 書	11,781	13,742	25,523
	20,872	17,113	37,985
雑 誌	(42種) 834	(23種) 1,546	2,380
	(38種) 1,638	(24種) 770	2,408
A V	0	370	370
	0	0	0
合 計	38,498	33,177	71,675
	64,383	38,884	103,267

◇蔵書資料内訳

左列：平成19年3月末現在

右列：令和3年3月末現在

区 分	嬉野図書館		塩田図書館		合 計(点)	
	平成19年3月末現在	令和3年3月末現在	平成19年3月末現在	令和3年3月末現在	平成19年3月末現在	令和3年3月末現在
総 記	696	1,145	441	430	1,137	1,575
哲 学	1,023	1,660	639	771	1,662	2,431
歴 史	2,730	4,568	1,165	2,794	3,895	7,362
社会科学	3,308	5,160	1,700	1,983	5,008	7,143
自然科学	1,721	2,674	989	1,272	2,710	3,946
工 業	1,875	3,330	1,245	1,810	3,120	5,140
産 業	763	1,472	399	629	1,162	2,101
芸 術	2,469	4,115	1,598	2,323	4,067	6,438
言 語	563	733	411	345	974	1,078
文 学	10,367	17,015	7,226	8,643	17,593	25,658
分類なし	0	1	0	1	0	2
郷 土	368	(1,922)	1,706	(2,415)	2,074	(4,337)
参考資料 その他	(47)	(29)	(370)	(1)	(417)	(30)
文 庫	(2,585)	(834)	(854)	(260)	(3,439)	(1,094)
新 書	(515)	(618)	(452)	(129)	(967)	(747)
児 童 書	11,781	20,872	13,742	17,113	25,523	37,985
図書合計	37,664	62,745	31,261	38,114	68,925	100,859
雑 誌	834	1,638	1,546	770	2,380	2,408
A V	0	0	370	0	370	0
合 計	38,498	64,383	33,177	38,884	71,675	103,267

◇年度別貸出資料・利用者状況の推移

○嬉野図書館 貸出資料数(点)

	16年度	17年度	18年度	30年度	令和元年度	令和2年度
幼 児	1,370	1,156	1,300	5,014	5,734	2,762
小学生	5,467	5,706	4,825	8,868	9,013	7,154
中学生	1,686	1,444	601	1,207	909	1,741
高校生	1,209	672	302	272	267	234
一 般	32,054	31,970	30,452	36,915	35,152	32,757
団 体	244	693	721	12,568	11,659	13,407

	16年度	17年度	18年度	30年度	令和元年度	令和2年度
巡回	0	0	0	(1,907)	(2,118)	(0)
合計	42,030	41,641	38,201	64,844	62,734	58,055

○嬉野図書館 利用者数（人）

	16年度	17年度	18年度	30年度	令和元年度	令和2年度
幼児	402	331	369	577	671	477
小学生	2,074	2,100	1,559	1,578	1,591	1,297
中学生	765	629	278	266	221	287
高校生	452	260	147	90	69	70
一般	10,692	9,144	8,205	10,853	10,532	9,546
団体	14	28	63	598	541	526
巡回	0	0	0	952	1,060	0
合計	14,339	12,492	10,621	14,914	14,685	12,203

○塩田図書館 貸出資料数（点）

	16年度	17年度	18年度	30年度	令和元年度	令和2年度
幼児	1,557	1,339	1,638	8,771	4,662	1,159
小学生	6,319	6,211	5,048	7,164	9,623	3,363
中学生	907	751	706	673	884	345
高校生	507	553	430	51	135	108
一般	10,883	11,441	14,063	15,510	14,719	13,559
団体	2,009	3,281	2,233	6,468	7,948	13,661
巡回	11,865	12,580	10,323	(8,994)	(7,978)	(0)
合計	34,047	36,156	34,441	38,637	37,971	32,195

○塩田図書館 利用者数（人）

	16年度	17年度	18年度	30年度	令和元年度	令和2年度
幼児	453	586	354	213	200	171
小学生	2,523	1,844	1,160	1,104	1,032	616
中学生	404	366	261	139	141	78
高校生	233	220	539	21	42	33
一般	4,122	4,151	4,273	4,403	4,105	3,691
団体	232	249	246	316	319	389
巡回	4,118	4,445	3,633	2,964	2,650	0
合計	12,085	11,861	10,466	9,160	8,489	4,978

◇図書館サービス指標

上段：平成18年度

下段：令和2年度

	積 算			指 標
市民登録率	4,015 人 /	29,872 人	=	13.4%
	5,058 人 /	25,499 人	=	19.8%
人口一人当貸出点数	72,624 点 /	29,872 人	=	2.43 点
	90,250 点 /	25,499 人	=	3.54 点
実質貸出密度	72,624 点 /	4,344 人	=	16.7 点
	90,250 点 /	5,621 人	=	16.1 点
資料回転率	72,624 点 /	71,675 点	=	1.0 回
	90,250 点 /	103,267 点	=	0.9 回
人口一人当資料費	5,324,443 円 /	29,872 人	=	178 円
	5,649,712 円 /	25,499 人	=	222 円
人口一人当蔵書点数	71,675 点 /	29,872 人	=	2.4 点
	103,267 点 /	25,499 人	=	4.0 点

◇吉田公民館(図書室)の利用状況 (令和2年度)

蔵書数	3,620 冊
貸出冊数	192 冊
利用者数	218 名

◇学校、幼稚園・保育園等支援状況

○図書館の資料貸出(配本等)冊数

1. 小学校

(令和2年度)

五町 田小	久間小	塩田小	嬉野小	轟小	大野 原小	吉田小	大草 野小	合計
417	1,224	884	3,008	825	742	875	1,698	9,673

2. 中学校

(令和2年度)

塩田中	嬉野中	大野原中	吉田中	合計
419	2	380	39	840

3. 保育園・幼稚園

(令和2年度)

たちばな 保育園	嬉野りすの 森保育園	ルンビニ こども園	みのり 保育園	久間子守 保育園	塩田 幼稚園	塩田地区 合計
982	140	988	1,052	981	1,302	5,445

井手川内 保育園	下宿 保育園	岩屋 保育園	吉田 保育園	嬉野ルビニ こども園	嬉野 幼稚園	和光 幼稚園	嬉野地区 合計
514	750	620	508	450	480	486	3,808

その他) 嬉野地域子育て支援センター、福祉サービスセンター ワンピース他

◇民間団体の支援活動

○塩田地区

団体名	支援活動
こだま朗読サークル	久間小学校 読み聞かせ ことばのコンサート 塩田図書館 おはなし会（おはなし広場）
おはなしサークル たんぽぽ	五町田小学校 読み聞かせ 楠風館 おはなし会
塩田小学校 PTA 組織 こだま部(読み聞かせ)	塩田小学校 読み聞かせ
ぶっくぶっくママ	久間小学校 朝の読み聞かせ

おはなし広場のおはなし会
(塩田図書館)



○嬉野地区

団体名	支援活動	
おはなしどんどん	文化センター	おはなし会
	嬉野小学校	読み聞かせ
	大野原小中学校	読み聞かせ
	轟小学校	読み聞かせ
	嬉野中学校	読み聞かせ
	吉田中学校	読み聞かせ
読み聞かせグループ	大草野小学校	読み聞かせ
	轟小学校	読み聞かせ
	吉田小学校	読み聞かせ



おはなしどんどんのおはなし会
(嬉野図書館)

3. 子どもの読書活動の意義

子どもは、豊かな自然のなかで様々な体験や活動をとおして感動する心や創造する力を育んでいきます。

しかし昨今では学習塾やスポーツ活動あるいはゲームなどに時間を費やすことが多くなり、子ども同士で自由に遊んだり、ゆっくりと考えたりする時間が少なくなってきました。

これらの子どもの生活環境に目をむけ、「子ども読書活動」を入り口として、子どもが読書の楽しさや喜びを感じるような読書環境の整備に取り組むことが重要です。

本計画の様々な事業を推進するためには、家庭、地域、学校及び図書館が互いに連携・協働し、主体的に取り組むを進めていくことが必要です。

4. 子ども読書活動推進のための基本的な考え方

子どもの読書推進活動をとおして、一人一人が豊かな心を育み、生き生きとした生活ができるように読書環境の整備と充実をめざします。子どもが日々の生活のなかで自然に本を手に取り、読むことができるように、家庭、地域、学校及び図書館が連携した読書活動の推進に取り組みます。

《乳幼児期》0～5才

乳児期は、心身の成長の基礎となる大切な時期であり、大人たちが愛情をもって語りかけることで子どもの情緒を安定させ、豊かな感性を育みます。

この時期においては、親子がふれあいながらお話を聞かせたり、絵本に接したりすることで子どもが本が楽しいと感じ、本に慣れ親しむ時間を多く持つことが必要です。

また、幼児期になると幼稚園や保育園などで集団生活を経験するようになり、ことばが豊かになります。こうした時期には絵本などのストーリーを理解し、自分で想像し、考える力を育み、さらに絵本の楽しさを感じるようになります。こうした子どもたちの興味や関心を満たすため、まわりの大人が深く関わっていくことが大切です。

嬉野図書館内の赤ちゃんコーナー



塩田図書館内のキッズコーナー



《児童期》6～12才

児童期には、文字が読めるようになり自分で本を選び、さらに読書の範囲が広がります。また、学年が進むにつれ、小説や名作、自分に合った本などを読むことができるようになります。このような子どもがさらに想像力豊かに成長できるように、家庭での読書環境の充実や図書館の活用の紹介など読書に親しむ環境を整えることが必要です。

塩田図書館内の児童図書コーナー



嬉野図書館内の児童図書コーナー



《青少年期》13～18才

思春期をむかえるこの時期は、自己を確立する過程の中でさまざまな悩みや不安を抱えるようになります。また、同時に将来への夢を抱き、さまざまな興味や関心を強くもつ時期でもあります。個性に応じて知りたい事柄や高度な知識の習得、文学への興味などで多くの本を求め、情報を必要とします。

子どもの求める情報の提供ができるような環境を整備することが必要です。

第2章 子ども読書活動推進のための方策

1. 家庭における読書活動の推進

子どもの読書習慣は、日々の生活をとおして培われるものであり、読書が生活のなかで継続して行われるよう保護者が配慮していくことが大切です。

家庭においては、身近に本がある環境をつくり、読み聞かせなどで本と出会うきっかけをつくり、家庭で本を楽しむことにより、読書への感心や興味を引き出すように子どもに働きかけることが望まれます。

2. 地域における読書活動の推進

地域における図書館や公民館の図書コーナーなどは、子どもが学校外で本と出会うところです。これらの図書館や地区公民館などを活用し、読書活動を推進するボランティア団体などの協力を得て、子どもが本と身近に接する機会を設けるなど地域の活動のなかに読書の場を設ける取組みを進めることが望まれます。

これらの地域の活動を支えるため、地域の人と共に図書館や学校がボランティア団体等と一体となって協力し、読書活動に関する知識や技術の習得とその向上を図っていくことが必要です。

3. 学校における読書活動の推進

学校においては、学習活動を通じて読書活動が行われており、子どもの読書習慣を形成していくうえで大きな役割を果たしています。

市内の全小中学校では、授業前の読書を実施しており、各クラスで同じ時間にみんなが読書することで、読書に集中する習慣や読書への興味が増し、子どもの中での相互の読書交流が進む効果がみられます。

また、調べ学習など読書活動を生かす授業などで、学校図書館や公共図書館などで子どもが自分で本を探し、読み調べるなど図書館の活用に慣れ親しむ機会を設けています。

このように、学校での読書活動の推進を進めるうえで、学校全体が読書に親しむという環境づくりを支援するとともに、読書冊数の目標を示したり、図書の紹介をしたりなど、読書への関心を高めることで、子どもの主体的な読書活動へとつなげていくことが大切です。また、これらを支える学校や学校図書館の整備充実が求められます。

第3章 施策の効果的な推進

1. 各機関・団体と市立図書館との連携

(1) 学校図書館の連携・協力

子どもの読書活動のいっそうの推進を図るには、市立図書館と学校図書館とが連携し、協力することが重要です。市立図書館は、学校図書館への図書の貸出しや配本も行っており、これらの連携を推進すると共に、各担当職員の協力体制の強化と合同研修会などによる技能向上をめざします。

(2) 各公立図書館等との連携・協力

嬉野市には、塩田図書館と嬉野図書館の2つの公共図書館があり、両館相互の本の貸出し流通の強化や県立図書館をはじめ、県内の公共図書館との連携・協力を深め、図書資料の相互貸借の迅速化やレファレンス、調べ学習に対応できるよう連携・強力の体制を推進します。

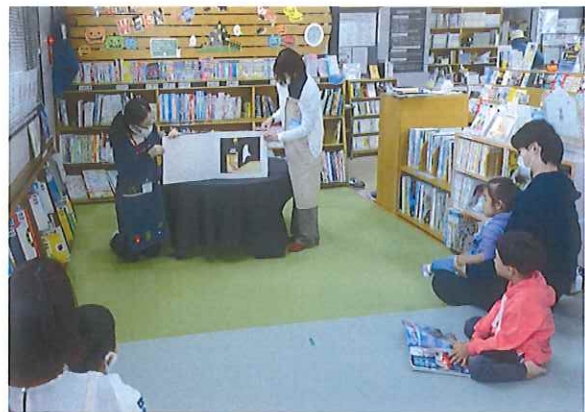
(3) 保健福祉機関、保育園・幼稚園等との連携・協力

司書、保健師、地域のボランティア組織などが連携・協力して乳幼児への読み聞かせの方法の紹介やブックスタート活動の周知等において指導者の育成など、図書館と様々な機関、団体との連携・協力を推進します。また、保育園・幼稚園への図書の貸出しや配本を行っており、連携強化を図ることで子どもへの読書活動の支援を推進します。

(4) 地域における関係団体との連携・協力

市内には、読み聞かせサークルなど読書活動を推進する団体があり、その活動が広がっています。これらの団体等による子どもへの紙芝居や本の読み聞かせ事業を支援し、図書館や公民館との連携・協力を推進します。

図書館でのおはなし会



2. 啓発・広報等の推進

(1) 子ども読書の日に関する行事の開催

「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、4月23日を「子ども読書の日」と定めており、子ども読書の日および読書週間の期間には、子どもが本に親しみ、積極的に読書をする機運を高めるよう、「春の読書まつり」などの読書に関する行事等を開催しています。各学校では、「図書館まつり」を開催するなど読書への関心が高まるよう工夫しています。

(2) 情報の提供

図書館や学校、子どもの読書活動を推進する団体やボランティアグループ、関係団体等で取組まれる活動や、行事を紹介し、参加を促すため各関係施設等で掲示を行うと共に、市報や市役所ホームページ、回覧板、ケーブルテレビでの紹介などを活用し、広く地域や家庭への情報の提供を進めます。

図書館だより



3. 推進体制と人材の育成

(1) 嬉野市における総合的な推進体制

子どもの読書活動を推進するためには、市、図書館、学校、幼稚園、保育園及び関係団体などが連携し、総合的な推進体制を整えることが必要です。

嬉野市教育委員会では、本計画の推進にあたり「嬉野市立図書館協議会」の意見を参考にし、計画の推進に向けて取り組みます。

(2) 人材の育成

図書館職員は、その資質の向上をはかるため、司書研修会や県図書館協議会での研修などに参加し、その技能や情報を各活動の支援者へ紹介し、読書活動の向上を目指します。また、図書館は、研修会の実施や講師による講習会等の開催を推進します。

(3) 財政上の措置

嬉野市教育委員会は、この推進計画に掲げた各種施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるとともに、国・県にそれらの支援を働きかけていきます。

塩田図書館



嬉野図書館



第4章 子ども読書活動推進計画の実施体系

	施策項目	実施区分	担当・所管課
1. 家庭・地域	(1)「絵本の読み聞かせおはなし会」等の充実と参加のよびかけ	継続	市立図書館
	(2)子ども読書の日・読書週間	継続	市立図書館
	(3)選定絵本・図書リストの活用	継続	市立図書館
	(4)「朝の読書」などの学校での取り組みを保護者などへの周知	継続	学校教育課
	(5)地区公民館などとの連携	継続	文化スポーツ振興課
2. 幼稚園・保育園	(1)絵本や紙芝居に親しむ取り組み	継続	子育て未来課
	(2)図書スペースの確保と充実	継続	子育て未来課
	(3)図書館訪問	継続	市立図書館
	(4)保護者への働きかけ	継続	子育て未来課
3. 学校	(1)学校での朝読書の取り組み	継続	学校教育課
	(2)学校の特色を活かした読書指導・読書活動の取り組み	拡充	学校教育課
	(3)学校図書館の運営の充実	継続	学校教育課
	(4)読書関連行事等の実施	継続	学校教育課・図書館
	(5)学校図書館の相互貸借の実施	新規	学校教育課
	(6)学校図書館の図書資料の充実	継続	学校教育課
	(7)学校図書館の環境整備(システム等の整備)	継続	学校教育課
	(8)ボランティア団体との連携・協力	拡充	学校教育課
	(9)学校司書・司書教諭の配置	拡充	学校教育課
	(10)学校と市教育委員会との連携	拡充	学校教育課
	(11)障がいのある子どもへの読書活動の支援	継続	学校教育課
4. 図書館	(1)児童コーナーの充実	継続	市立図書館
	(2)情報コーナーの充実	継続	市立図書館
	(3)調べ学習図書の充実	継続	市立図書館
	(4)学校図書館への貸出配本の充実	継続	市立図書館
	(5)学校との連携・協力	継続	市立図書館
	(6)図書館行事の開催	継続	市立図書館
	(7)ボランティア団体等への協力・支援	継続	市立図書館
	(8)図書館職員の配置	継続	市立図書館
	(9)啓発・広報活動の実施	継続	市立図書館

資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推

進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

資料2 嬉野市文化の香り高い読書のまち活動推進条例

緑豊かな自然に恵まれた私たちのまち嬉野市は、まちなかを流れる塩田川の流れに沿って、お茶の香りや湯けむり、川みなとのまちとして栄えてきました。また、いにしえより、長崎街道の宿場町としても知られ、たくさんの人やものが行き交い、先人たちによって地域色豊かな文化が育まれてきました。

このわがふるさと嬉野の歴史と伝統を、これからも継承し、発展させていくためには、市民自らが個性豊かな市民文化の創造を目指していくことが大切です。そのためには、一人ひとりの豊かな人間性や社会性を育む環境づくりが必要であり、その手段として読書活動は有用です。

理想的な「学び」というものは知識を得るとともに心も成長していくことです。また、読書は人間が作り出した文化の極致の一つであるように、今日まで知識の伝承の一方法として受け継がれてきました。

あらためて、読書の大切さを明らかにし、本に親しむ環境づくりを進め、読書による人づくりやまちづくりの道しるべとなるように、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市民の読書活動の推進に関し、基本理念を定めるとともに、嬉野市（以下「市」といいます。）の役割並びに家庭、地域及び学校等（保育所、幼稚園、小学校、中学校をいいます。以下同じ。）における取組を明らかにすることにより、市民一人ひとりの心豊かな生活及び活力ある社会の実現に資することを目的とします。

(基本理念)

第2条 市は、読書活動が言葉を学び、知識を得て、感性を磨き、表現力及び創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で大切なものであることを考慮し、市民一人ひとりが、いつでもどこでも楽しく自主的に読書活動を行うことができる環境づくりに努め、積極的に読書活動を推進することを目指します。

(市の役割)

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、市民の読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する役割を有します。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、家庭、地域、学校等及び図書館と連携を図り、一体となって読書活動の推進に努めます。

(家庭における取組)

第4条 家庭においては、家族みんなで本に親しみ、感想を語り合うなど、読書の楽しさを共有し、家族の絆が深まるよう積極的に読書活動に取り組みます。

(地域における取組)

第5条 地域においては、学校等、図書館、公民館その他読書活動に関する施設及び地域コミュニティなどのボランティア活動を行う団体と連携協力し、日常的な読書活動の推進に取り組みます。

(学校等における取組)

第6条 学校等は、それぞれの学校等の特性及び子どもたちの発達段階に応じ、読書の楽しさを伝え、子どもたちが普段から本に親しみ、読書を楽しむ習慣の形成に努めます。

(読書活動推進月間)

第7条 読書に関する市民の関心及び理解を深めるとともに、市民が積極的に読書活動に取り組む意識を高めるため、毎年10月を市民の読書活動推進月間とします。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行します。

嬉野市子ども読書活動推進計画

平成 20 年(西暦 2010 年)3 月発行

令和 4 年(西暦 2022 年)3 月改訂